

育休のススメ

- 「子どもの成長を肌で感じられました」
- 「振り返ると楽しい思い出と貴重な経験ばかりでした」
- 「育児や家事に主体的に取り組む意識が生まれました」
- 「家族との関わり方や働き方を見つめ直すきっかけになりました。家庭円満です」

実際に
育休を取得した
パパの声



- 「夜中も授乳しないといけないママが休める時間を確保できました。出産して体力が回復していないママが、一人で子育てするとなると大変だなと思いました」

選ぶのはあなたです!

- 「たまに家事・育児をしようとしても、ママとスキルに差がついていて邪魔者に」
- 「子育て時期の出来事は尾を引きます。やがて、それが喧嘩の原因になることも…」

育休を取得しない、
もしくは取るだけで
家事・育児をしない
パパは…



産後のママは心も体も弱っています。
産後うつ等の予防のためにもママに寄り添い、
しっかりと休ませてあげましょう！



男性は育児休業取得が
“素敵なパパへの
第一歩”です!!



これから
パパになる皆様へ



男性の
育児休業
取得促進補助金
についてはこちらへ!!

令和6年度 富山県男性の育児休業取得促進補助金

趣旨

富山県では、少子化の一要因となっている女性の家事・育児の負担感を解消し、子どもを産み育てやすい環境づくりの促進を図るため、男性の育児休業取得者およびその事業主への補助を実施します。

補助概要

1 対象・補助金額

男性の育児休業取得者	5万円（一人の子に付き1回を限度）
中小企業事業主	10万円（年度中1回限り）

2 主な要件

男性の育児休業取得者



- 子が2歳に達するまでの間に連続5日以上（所定労働日に対する休業4日以上）の育児休業を取得し、職場復帰していること
- 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていないこと

事業主



- 「イクボス企業同盟とやま」「元気とやま！子育て応援企業」「とやま女性活躍企業」のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること
- 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること

申請等手続き

1 対象期間・申請期間

（対象期間）

令和4年10月1日以降に育児休業を取得し、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に育児休業から復帰したもの

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります

（申請期間）

下記のうち、いずれか早い日まで

- 交付対象となる労働者の職場復帰日から2ヶ月以内
- 職場復帰日の属する年度の3月31日（=令和7年3月31日）

2 申請方法

電子メール又は郵送、持参

申請については、事業主が育児休業取得労働者用の書類も揃えたうえ、一括で県に提出してください

その他、詳細事項や申請に係る各種様式については
県HP（右記二次元コードにリンク）でご確認ください

